

# 熊本県公報

第12932号

令和2年(2020年)

6月9日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（沖新加入区）……………（団体支援課） 1
- 保安林の指定に関する予定……………（森林保全課） 1
- 保安林の指定に関する予定……………（ ” ） 1
- 保安林の指定に関する予定……………（ ” ） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい者支援課） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………（ ” ） 2
- 造成宅地防災区域の指定の解除……………（建築課） 3
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ  
く事業者の指定……………（障がい者支援課） 4

### 公 告

- 道路の位置の指定……………（建築課） 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ ” ） 4

### 登 載 依 頼

- 熊本県警察汎用電子計算機の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等（警察本部情報管理課） 5
- 熊本県警察汎用電子計算機の賃貸借に係る一般競争入札の実施……………（ ” ） 5
- 政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者  
の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………（選挙管理委員会） 9

## 告 示

### 熊本県告示第489号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、沖新加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和2年（2020年）6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年（2020年）6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市湯浦字琴川1290番2、1291番1、1291番2、1293番2、1327番、1329番1、1329番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字琴川1290番2・1291番1・1291番2・1293番2・1327番  
・1329番1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第491号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年（2020年）6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字栃迫4041番5、4043番2、4053番2、字赤鹿4312番1、4319番2、4320番1、4320番2、4325番、4326番2、4328番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字栃迫4041番5・4043番2・4053番2・字赤鹿4312番1・4319番2・4320番1・4320番2・4325番・4326番2・4328番(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第492号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。令和2年(2020年)6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松字池ノ窪2122番3から2122番5まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ窪2122番4・2122番5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第493号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。令和2年(2020年)6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ねいろ 球磨郡多良木町 大字久米289 7番地2	合同会社ねいろ 球磨郡多良木町大字 久米2897番地2 椎葉 梨佳	令和2年(2020年)6 月1日	435180 0224	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第494号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。令和2年(2020年)6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
しらぬい児童デイサービス 八代市高小原町1507番地の1	社会福祉法人しらぬい会 八代市高小原町1507番地の1 坂田 四方治	令和2年(2020年)6月1日	4350200012	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第495号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）1月26日熊本県告示第68号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）2月9日熊本県告示第89号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）11月26日熊本県告示第986号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和2年（2020年）6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 丸山地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字中字上原775番  
下益城郡美里町大字中字丸山1139番、1140番、1144番1、1139番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 柳谷地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字安部字柳谷603番、604番、606番、603番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 下村地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字土喰字下村79番
- 4 松ノ平地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字土喰字松ノ平182番、183番
- 5 東迫地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字二和田字東迫1058番2、1059番、1066番1
- 6 上中地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字名越谷字上中1369番、1370番、1401番
- 7 塩井平地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字豊富字塩井平3209番
- 8 竹迫地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字涌井字竹迫2153番1、2162番
- 9 西原地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字川越字西原3346番1
- 10 三尾地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字原町字三尾133番2、135番、144番2
- 11 中島地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字白石野字中島488番1、488番、489番、491番
- 12 金木屋敷地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字畝野字金木屋敷910番
- 13 東立石地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字中郡字東立石722番1、730番1、731番
- 14 権現前地区造成宅地防災区域  
下益城郡美里町大字古閑字権現前1922番、1925番、1926番、1814番1
- 15 前田地区造成宅地防災区域

下益城郡美里町大字畝野字前田2414番、2415番

16 鶴ノ原地区

下益城郡美里町大字岩野字鶴ノ原128番1、129番、130番1、130番3、131番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)6月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田熊本線	菊池郡大津町大字錦野字亀甲 40番地先から 同所 31番2地先まで	42.0	防安交(改築)

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)6月10日

熊本県告示第497号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年(2020年)6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
生活介護しらぬい 八代市高小原町1475番2	社会福祉法人しらぬい会 八代市高小原町1507番地の1 坂田 四方治	生活介護	令和2年(2020年)6月1日

公 告

熊本県公告第343号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年(2020年)6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 上益城郡益城町大字広崎1689番地57
- 2 築造者の氏名 有限会社絃州
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字木倉字山玉原1122番8及び1108番1の一部
- 4 道路の幅員 4.02メートルから5.04メートルまで
- 5 道路の延長 46.97メートル
- 6 指定年月日 令和2年(2020年)5月22日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第18号

熊本県公告第344号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市合生字小合志原3824番1、同3824番2、同3825番3及び同3825番4  
 4,982.56平方メートル  
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
 合志市須屋2918番地9  
 三宅 淳二

**登 載 依 頼**

**熊本県警察本部告示第5号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。  
 令和2年(2020年)6月9日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 競争入札に付する事項  
 熊本県警察汎用電子計算機一式の保守を含む賃貸借
- 2 入札参加資格  
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から令和2年(2020年)6月26日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日等を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**熊本県警察本部公告第51号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
 令和2年(2020年)6月9日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量  
 熊本県警察汎用電子計算機一式の保守を含む賃貸借
  - (2) 借入物品に係る発注・契約担当部局  
 熊本県警察本部警務部情報管理課システム開発係  
 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (3) 借入物品に係る入札担当部局  
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (4) 借入物品の規格、品質等  
 熊本県警察汎用電子計算機要求仕様書(以下「要求仕様書」という。)による。
  - (5) 契約期間  
 契約締結の日から令和6年(2024年)12月31日(火)まで
  - (6) 借入期間

令和3年(2021年)1月1日(金)から令和6年(2024年)12月31日(火)まで

(7) 納入期限  
令和2年(2020年)12月28日(月)まで

(8) 納入場所  
熊本県警察本部情報管理課  
熊本中央区水前寺六丁目18番1号

(9) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。認められる者  
ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者が失効、閉塞、登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」)の再取得を準備している者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」)の再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額  
入札金額は、賃借料(保守料込み)1月当たりの借入金額とする。見積に当たっては、48月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(11) 要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。  
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格を有している場合、本入札に参加するため登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアからエまでの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更がない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和2年(2020年)6月26日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(3)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 要求仕様書の内容を満たしていること。また、過去2年以内に同種、同規模の導入実績を有すること。これを保証するため、機能等証明書、納入機器一覧及び契約書の写しを令和2年(2020年)6月30日(火)午後5時までに熊本県警察本部情報管理課に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。  
ア 役員等が、暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。  
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。  
オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 機能等証明書技術審査結果通知書
- ウ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県の契約の締結権限のない者のICカードを使用している場合は、(1)アからウに掲げる書類は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和2年（2020年）7月9日（木）午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年（2020年）7月9日（木）午後5時まで受け付ける。

(2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年（2020年）7月21日（火）午後5時まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和2年（2020年）7月20日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和2年（2020年）7月21日（火）午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年（2020年）7月20日（月）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の借入物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の借入物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。  
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ、

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（48月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（要求仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部情報管理課システム開発係

電話番号 096-381-0110（内線2453）

ファックス番号 096-381-2048



- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関する事。
  - 熊本県出納局管理調達課管理班
  - 電話番号 096-333-2581
  - ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関する事。
  - くまもと県市町村電子入札コールセンター
  - 電話番号 096-373-2032
  - ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the services to be leased  
Kumamoto Prefectural Police General-purpose Electronic Computer Full set
- (2) Date and Place for tender  
Date: July 21th, 2020, 10:00a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,  
Information Management division  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8610, Japan  
Tel. 096-381-0110(Ext.2453)
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):  
July, 20th, 2020, 5:00p.m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:  
Japanese language and currency only

**熊本県選挙管理委員会告示第35号**

当委員会が管理する選挙につき、候補者届出政党又は候補者が、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第150条第1項又は第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数、次のとおりとする。

令和2年（2020年）6月9日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松永榮治

- 1 第26回参議院議員通常選挙において、熊本県選出議員の選挙に関し、候補者が、法第150条第1項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数
  - 株式会社熊本放送 1回
  - 株式会社テレビ熊本 1回
  - 熊本朝日放送株式会社 1回
  - 株式会社熊本放送（ラジオ放送） 1回
- 2 第21回熊本県知事選挙において、候補者が、法第150条第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数
  - 株式会社テレビ熊本 1回
  - 株式会社熊本県民テレビ 1回
  - 熊本朝日放送株式会社 1回
  - 株式会社熊本放送（ラジオ放送） 1回